

# 宗教法人にアプローチ! 住職さん、神主さんへの生命保険提案

特殊なマーケットである宗教法人。「最後に残された巨大な未開拓マーケット」とも称されるように、マーケット規模が大きくても入口が難しく、保険セールスパークソンのほとんどはアプローチ以前に挫折してしまっているようです。そんな厳しいマーケットにもかかわらず、これまでに200以上の寺社から保険契約をいただいているトップセールスがじつは存在しています。プルデンシャル生命の米村保樹さんです。「提案のツボさえ外さなければ、非常に魅力的な保険の一大マーケット」と語る米村氏の協力のもと、本特集では、「宗教法人の代表者にどのような話をすれば興味を示してくれるのか」というアプローチ話から、宗教法人独自の税務・会計を含めて、宗教法人への生命保険の提案のポイントを解説します。  
なお、宗教によって呼称、用語、組織等さまざまであるため、本特集では仏教を前提に書き進めていきますのでその点をご了承ください。

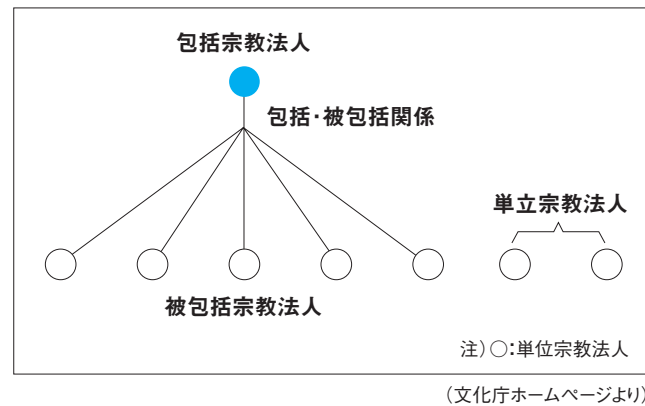
執筆：1級ファイナンシャル・プランニング技能士 ● 吉光 隆  
協力・監修：プルデンシャル生命保険株式会社 ● 米村保樹

## 1 宗教法人とは？

宗教法人とは、「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体」（宗教法人法第2条）であり、都道府県知事もしくは文部科学大臣の認証を経て法人格を取得した宗教団体のことです。

宗教法人には、神社・寺院・教会などのように礼拝の施設を備える「単位宗教法人」と、宗派・教派・教団のよう

図表1 宗教法人の分類



## 2 生保マーケットとしての宗教法人の魅力

### ①マーケットが広い

宗教法人とよく比較されるマーケットとして、医療法人があります。医療法人の数は、平成20年3月末現在で4万5,570（うち一人医師医療法人は3万7,533）となっています。第5次医療法改正で、平成19年4月以降に新たに設立される医療法人は、公益性を重視する観点から出資者個人の財産権を認めないことが決まっています。これにより、今後は新たに設立される医療法人の数は極端に少なくなることが予想されます。

一方、宗教法人は、統計時期が異なりますが、平成18年12月末現在の文化庁の資料によると、宗教法人数は18万2,868あり、単純比較では医療法人の4倍あることになりま

図表2 宗教法人数

所轄	系統	包括宗教法人	単位宗教法人	うち被包括宗教法人	うち単立宗教法人	合計
文部科学大臣所轄	神道系	128	86	24	62	214
	仏教系	154	258	151	107	412
	キリスト教系	60	236	36	200	296
	諸教	31	76	26	50	107
	計	373	656	237	419	1,029
都道府県知事所轄	神道系	7	85,298	83,352	1,946	85,305
	仏教系	11	77,408	74,938	2,470	77,419
	キリスト教系	8	4,062	2,749	1,313	4,070
	諸教	1	15,044	14,689	355	15,045
	計	27	181,812	175,728	6,084	181,839
合計		400	182,468	175,965	6,503	182,868

（文化庁ホームページより。平成18年12月31日現在）

す。

うち、神社などの神道系が8万5,519、お寺などの仏教系が7万7,831と、両者を合計すると、16万3,350で、宗教法人全体の89%を占めています（図表2参照）。

ただし、数字上では18万以上ありますが、実際には法人登記だけで、活動していないところも少なからずあると言われています。

### ②競合する相手が少ない

医療法人をターゲットとする生保の同業他社は非常に多いことから、このマーケットは競争が激しいことは事実です。一つの医療法人に何社ものセールスパークソンが入り込んでいるケースもあります。

一方、宗教法人を専門にターゲットとしているセールスパークソンはほとんどいない、と言えるほどで、このマーケットは競合する相手が極端に少ないというのが現状です。詳細な理由は後述しますが、アプローチである入口が難しいこと——いわゆる「敷居が高い」ことが、生保セールスパークソンの新規参入を阻んでいると言えるでしょう。

ということは、宗教法人に慣れ、契約獲得の実績を積み重ねることができれば、ほとんど無風状態でマーケットを独占的に手に入れることができるとも十分考えられます。その意味では非常に魅力的なマーケットであると言えます。

## 3 宗教法人の特徴

### ①入口が難しい

宗教法人に属されている方々の社会というのは、一般社会に比べて独特のものがあり、私たち一般人から見て非常に閉鎖的な社会に見える面もあります。

宗教法人の方々には教義に則った生活をされていることから、世俗に疎い面もややあり、また、しきたり、用語、儀式などは一般人に理解しづらいものが多いことも確かです。宗教法人の実態がわからないため、閉鎖的という印象を与えてしまうこともあるでしょう。もちろん、宗教法人の全てではないでしょうが、全体的にそのような傾向が強い業界であると言えます。

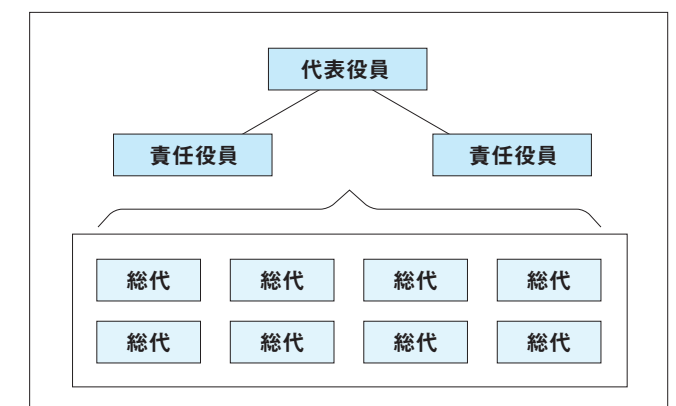
しかし反面、一度懐の中へ入ってしまう——つまり、宗教法人の方に信頼していただき、お客さまになっていただいたその時から、完全な味方になっていただけます。

入口が難しいもう1つの理由は、宗教には神道系・仏教系・キリスト教系など種類が多いこと、また同じ宗教であっても、宗派によって教義や用語などが異なる点が、入り難くしている原因でもあります。

## 4 宗教法人の役員構成

宗教法人の役員は、宗教によって呼び名は異なりますが、宗教法人法上では、「代表役員」と「責任役員」と呼びます（本特集では、仏教の宗教法人を前提として進めていき

図表3 宗教法人の組織



ます) (図表3参照)。

株式会社で言うところの代表取締役社長、医療法人で言うところの理事長に当たるものを、宗教法人では「代表役員」と言います。ただし実際は、教派・宗派ごとに、「住職・神主・教会長・校長・所長・院長」などと呼称しています。一般に寺院では、ご住職と呼ばれています。

また、株式会社で言うところの役員、医療法人で言うところの理事に当たるのが、「責任役員」です。

責任役員について定めた条文は次の通りです。

### 宗教法人法

第18条 宗教法人には、3人以上の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

2 代表役員は、規則に別段の定がなければ、責任役員の互選によって定める。

3 代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する。

4 責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。

5 代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた規程がある場合にはその規程に従い、さらにこれらの法令、規則又は規程に違反しない限り、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、当該宗教法人の業務及び事業の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやくもこれを他の目的に使用し、または濫用しないようにしなければならない。

6 代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、当該役員の宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない。

第19条 規則に別段の定がなければ、宗教法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々平等とする。

株式会社で言うところの株主、医療法人で言うところの社員などに当たるものが「総代」です。総代は責任役員ではありません。寺院での会話によく出てくる「(檀家) 総代さんがどう言うか?」という、あの総代のことです(宗教によって呼称は異なっても制度は同じです)。株主総会や社員総会に当たるものとして「総代会」というものもあります。この総代までが宗教法人の1つの組織です。

## 5 宗教法人法改正の背景とポイント

昭和26年に制定された宗教法人法が、平成7年に改正されました。背景には、某宗教団体の事件がありました。

これまで宗教法人に認証を与えるだけで、その後の実態を把握していなかったことが問題となり、これを契機に今後は宗教法人の管理を強化することを目的としていました。

改正の大きなポイントは2つあります。

1つは、所轄庁が活動実態を把握することを目的として、「収支計算書」などの書類を所轄庁へ毎年提出することを全宗教法人に対して義務付けたことです。

2つは、利害関係者の書類の作成が宗教法人に義務付けられ、それを閲覧できるようになりました。

具体的な改正内容は次の通りです。

**(1) 宗教法人は、平成8年9月15日以後に開始する会計年度から、財産目録及び収支計算書を毎年会計年度終了後3カ月以内に作成し、4カ月以内に、都道府県知事所轄または文部大臣所轄の宗教法人はそれぞれの所轄庁に提出することになりました。**

具体的な条文は以下のとおりです。

### 宗教法人法

第25条 宗教法人は、その設立(合併による設立を含む)の時に財産目録を、毎会計年度終了後3カ月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない。

2 宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

一.規則及び認証書

二.役員名簿

三.財産目録及び収支計算書(注1)並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表

四.境内建物(財産目録に記載されているものを除く)に関する書類

五.責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿

六.第6条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類(注2)

一.中略一

4 宗教法人は、毎会計年度終了後4カ月以内に、第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

(注1) 収支計算書の提出が義務付けられているのは、次のうちいずれかに該当する法人です。

Ⅰ. 収益事業を行っている法人(後述)

Ⅱ. 年収が8,000万円を超える法人

Ⅲ. 収支計算書を作成している法人

(注2) 宗教法人は本業以外の公益事業ならびに収益事業を行う場合のみ、事業に関する書類を備え、提出しなければなりません。

**(2) 宗教法人は、信者などから書類または帳簿を閲覧することについて正当な利益に基づいて請求があったときは、これを閲覧させなければなりません。**

信者というのは構成員ことです。檀家・門徒・信者の人たちは、正当な理由があれば備えつけの書類を見ることができるようになりました。宗教法人はこれまで、公益法人であるにもかかわらず、内部の思惑だけで自由に運営できたのですが、法改正によって外部から公正な目で見られるようになったことは、宗教法人にとって大きな出来事なわけです。

具体的には、次の条文のとおりです。

第25条 一.中略一

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人であって前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類または帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

## 6 宗教法人の事業と税務

宗教法人は公益法人の一種で、本業以外に公益事業及び収益事業を行うことができます。

公益法人と聞くと、社団法人と財団法人が思い浮かびますが、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他公益に関する社団又は財団にして営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て法人とすることができる」(民法第34条)とあるように、特別法に基づいて設立された学校法人・社会福祉法人・宗教法人・医療法人なども含まれるのです。

宗教法人における公益事業とは、宗教活動以外の社会公共の利益を図る目的で営まれる、営利を目的としない事業のことで、おもに教育文化・学術・社会福祉等に関する事業を指します。

具体的には幼稚園・各種学校・保育所・児童厚生施設・老人福祉施設・老人ホーム・図書館・博物館・霊園墓地(本来の宗教活動である寺院墓地とは別に)などの経営が該当します。なお、病院・診療所等を経営している宗教法人も中にはありますが、この場合は、税法上は医療保険業に該当し、収益事業扱いとなります。

それでは、宗教法人における税務を見ていきましょう。

### ① 法人自体

公益法人である宗教法人が「免税」である事実はよく知られていますが、それはあくまでも本業(公益事業含む)における収益に対してであって、それ以外の収益事業における収益に対しては課税されます。

### 宗教法人の課税のポイント

○本業による所得に対しては課税されません。

○収益事業から生ずる所得に対してのみ課税されます。なお収益事業とは…

(1) 継続して営まれていること。

(2) 事業場を設けて営まれるという要件を満たしている事業であること。

これらが収益事業となります。したがって、1回限りの取引で継続して営まれないものは含まれません。同時に事業場を設けていない場合なども収益事業に該当しません。収益事業の範囲は、注釈にある33の事業が対象です。

○収益事業に対する税率は、22%の軽減税率が適用されます。

○収益事業の所得のうち、20%を本業に寄付することができます。これにより、収益事業の80%にしか課税されないこととなります(しかも軽減税率が適用)。

○精算所得に対する法人税は課税されません。

○本業、公益事業についてはもちろん、収益事業についても印紙税が課税されません(P.8「アプローチ話題集①」を参照)。

○宗教法人が土地を取得する際の不動産取得税や登録免許税(法人登記・所有権移転登記など)は非課税です。

○宗教法人が所有する土地の固定資産税も非課税です。この場合の土地は、宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規程する境内建物および境内地のことです。同時に、個人の所有であっても宗教法人の専らの用に供する土地として貸している場合には、その土地の固定資産税は届け出を行うことにより免除されます(P.10「アプローチ話題集④」を参照)。

○宗教法人は代表役員や責任役員に支払う給与を源泉徴収しなければなりません(次ページの「②個人」を参照)。

※33の事業とは

1. 物品販売業、2. 不動産販売業、3. 金銭貸付業、4. 物品貸付業、5. 不動産貸付業、6. 製造業、7. 通信業、8. 運送業、9. 倉庫業、10. 請負業、11. 印刷業、12. 出版業、13. 写真業、14. 席貸業、15. 旅館業、16. 料理店業その他の飲食業、17. 周旋業、18. 代理業、19. 仲立業、20. 問屋業、21. 鉱業、22. 土石採取業、23. 浴場業、24. 理容業、25. 美容業、26. 興行業、27. 遊技所業、28. 遊覧所業、29. 医療保険業、30. 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、園芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン、自動車操縦若しくは小型船舶の操縦(以下、技芸という)の教授、31. 駐車場業、32. 信用保証業、33. その他工業所有権その他の技術に関する権利又は著作権の譲渡又は提供を行う事業。